

地域医療連携推進法人の定款変更について

1 制度概要

別添資料のとおり

2 法人概要

名称：地域医療連携推進法人 岡山救急メディカルネットワーク

所在地：岡山市北区中井町二丁目5番1号（心臓病センター榊原病院内）

設立：令和3年3月30日（県認定、推進法人設立）

参加法人：○社会医療法人^{しゃだんじゅうぜんかい}社団十全会

・心臓病センター榊原病院（岡山市北区中井町）

○医療法人^{さちよしがい}幸義会

・岡山東部脳神経外科病院（岡山市北区牟佐）

・岡山東部脳神経外科 東備クリニック（岡山市東区瀬戸町光明谷）

方針等：別添資料「医療連携推進方針」のとおり

3 定款変更の手続き

医療法第70条の18第2項の規定により、認定都道府県知事が、地域医療連携推進法人の定款変更の認可をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないとされているため、岡山県医療審議会の意見を求めるものです。

4 定款変更の内容

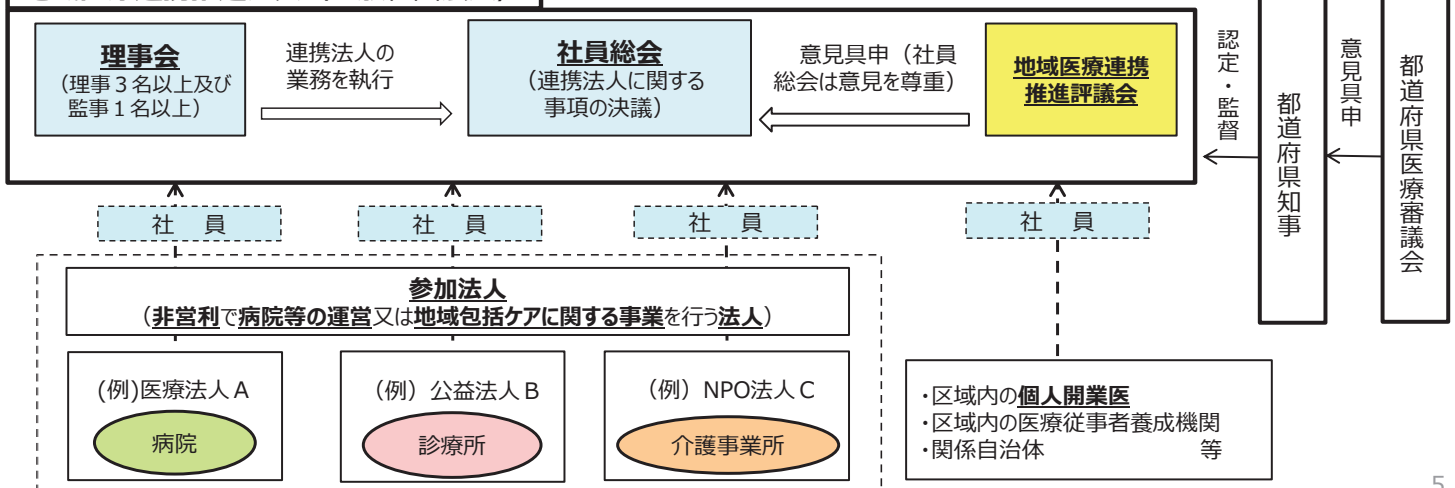
令和6年4月1日から施行される改正医療法による、地域医療連携推進法人制度の見直しに伴い、次のとおり変更する。

- (1) 個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする。
- (2) 個人の参加に伴い、次の事業を行わないこととする。
 - ①参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集
 - ②医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業
- (3) 公認会計士又は監査法人による外部監査を不要とする。
- (4) 参加法人等が重要事項を決定する場合、次の項目について、地域医療連携推進法人への意見照会を不要とする。
 - ①予算の決定又は変更
 - ②借入金借り入れ
 - ③定款又は寄付行為の変更
- (5) 代表理事の選定及び解職のうち、代表理事を再任する場合の、認定都道府県知事の認可を不要とする。

(現行) 地域医療連携推進法人制度の概要

- **地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的**とする一般社団法人について、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県**知事が認定**
 <認定基準の例>
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する**法人が2以上参加**すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される**地域医療連携推進評議会**を法人内に置いていること
 - ・ **参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求める**ことを定款で定めていること
- **医療連携推進区域**（原則、地域医療構想区域内）を定め、**医療連携推進方針**（区域内の病院等の機能分化・業務連携の方針）を決定
- **医療連携推進業務**等の実施
 医療機能・病床の再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等

地域医療連携推進法人（一般社団法人）



5

改正医療法による「地域医療連携推進法人制度」の見直し

【見直し内容】

- **個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入**
 - ・ 個人立医療機関は個人用資産と医療用資産の分離が困難であること等に鑑み、**カネの融通（「資金の貸付」「出資」）は不可（ヒト・モノのみ）とする。**
 - ・ カネの融通をしない場合には、**公認会計士又は監査法人による外部監査を原則として不要**とし、また、**参加法人が重要事項を決定する場合の地域医療連携推進法人への意見照会のうち、一部を不要（※）とする。**
 - (※) 意見照会が不要となる事項は①予算の決定又は変更、②借入金借入れ、③定款又は寄付行為の変更。
- その他、事務負担の軽減のため、**代表理事再任時の手続きを緩和**
 - ・ 具体的には、**代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及び、その際の都道府県医療審議会への意見聴取を、再任時には不要とする。**

【施行日】 令和6年4月1日

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

岡山市、赤磐市、瀬戸内市、玉野市、備前市、美咲町、久米南町、和気町、吉備中央町

2. 参加法人

社会医療法人社団十全会	心臓病センター榊原病院
医療法人幸義会	岡山東部脳神経外科病院
	岡山東部脳神経外科 東備クリニック

3. 理念・運営方針

(理念)

少子高齢化が急速に進む中、住み慣れた地域で安心して末永く暮らせることのできるよう、医療機関相互の業務連携を推進し、良質かつ適切な救急医療及び診療体制を充実させ、持続可能で安定的な医療サービスの提供の実現を目指します。

(運営方針)

- ① 参加医療機関間の連携を推進し循環器疾患をはじめ救急医療体制の充実を図り、横断的な診療体制を構築します。
- ② 参加医療機関相互の機能分担及び連携を推進し、質の高い医療を提供します。
- ③ 参加法人間の業務連携により効率的で持続可能な経営環境を実現します。
- ④ 参加法人の専門的な特色を活かし、職員相互の情報共有及び技術研鑽を行い、地域の医療水準の向上に寄与します。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

① 脳疾患と心疾患（循環器疾患）の救急医療体制の充実

脳疾患と心疾患（循環器疾患）の患者は動脈硬化を基礎と有しており、重篤な疾患を合併して発病することが少なからずあります。例えば、脳梗塞急性期の t-P A 適応の判定に際して、胸部解離性大動脈瘤の除外診断は不可欠なのですが、発見されれば両科による共同治療が必要となりますし、心房細動発作に急性心不全を合併して重篤な脳塞栓を起こした際にも同様に両科の専門医による救急処置が必要となります。

それらの患者に対して、より適応力の高い病院に入院したうえで、一方の病院から専門医が速やかに応援できる体制を構築します。

② 連携強化により脳疾患と心疾患（循環器疾患）を横断的に診療できる体制の構築

I C T を活用して、電子カルテや遠隔画像診断、内線電話・電子メールシステムの相互利用体制を構築します。

I C T を活用した情報共有を行うことによって、参加医療機関各々の患者は入院、外来を問わず、迅速に障壁なく専門的かつ高度な循環器診療、脳神経診療を利用することが可能となります。

③ 医療材料・薬品等の共同交渉・共同購入

具体的には、参加法人間でのスケールメリットを活かした医療材料。薬品等の共同交渉・共同購入を実行することにより参加法人の経営効率化を図ります。

④ 医療機器等の共同利用

血管造影装置、MRI、CT、超音波器機など高額医療機器の重複投資を抑制し、参加法人間で共同利用・適正配置することにより重複検査も避けることができる体制を構築します。

⑤ 委託業務の共同交渉

参加法人が個々に委託する管理業務等について見直し、検討を行い、スケールメリットを活かせる業務から順次、共同交渉を行っていく。

⑥ 医療従事者の派遣体制・人事交流・人材育成

参加法人間で医療従事者の確保が困難な事業所に対して、相互間で必要な人員を派遣する体制を構築することにより、地域住民に対して安定的で効率的なサービスの提供を維持します。共同での研修会や勉強会を開催し、良好な事業者間ネットワークを構築することにより連携を強化する。

⑦ 地域住民への情報提供・啓発活動の実施

参加法人間の連携の取り組み状況などをホームページ、機関紙など様々な情報媒体を活用して、適時適切に地域住民、周辺の医療機関等へ積極的に情報提供する。

⑧ 診療所等の後継者の早期帰郷を図る手段として、参加法人の病院と診療所等の両方の医師として勤務できるシステムの構築

参加法人の連携により医師の人材確保を図ることにより、参加法人間で在籍型出向を基本とした交流を図る。

安定した医療体制の確保を図るため、診療所等の後継者の早期帰郷を図る手段として、参加法人の病院等と診療所等の両方で医師として勤務できるシステムを構築する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

特になし